

平成30年度第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会 議事録

平成30年6月6日(水) 10:00~12:00

宮城県庁(行政庁舎)9階第一会議室

<調査委員会委員>

野口 和人委員長, 白石 雅一副委員長, 大橋 洋介委員, 佐藤 由麻委員, 船越 俊一委員,
佐藤あけみ委員, 内藤 裕子委員, 釣舟 晴一委員, 長谷 諭委員, 千葉 宗久委員,
杉山 謙治委員, 中川 恵子委員, 水本 有紀委員, 松田 祐子委員

(欠席: 久保 順也委員)

<県教育委員会>

高橋 剛彦教育次長, 高橋 義孝心のサポート専門監, 伊藤 俊高校教育課長

(事務局)

(公開・非公開の確認)

4の協議以降については、個人情報が含まれる場合があることから、情報公開条例第8条に基づき、公開することにより今後の事業に支障が生ずる場合と認められるため非公開としたいと考えているが、いかがか。

(異議なし)

それでは、4の協議以降は非公開とする。

(資料の確認)

<1 開会>

(高橋教育次長)

(1) 委員委嘱

(高橋教育次長)

(2) 教育次長あいさつ

(事務局)

(3) いじめ防止対策調査委員会の概要

(事務局)

(4) 委員長, 副委員長の互選

いじめ防止対策調査委員会条例第4条に基づき、委員長・副委員長を委員の互選により選出することになっているが、いかがか。
特にないようなので、事務局から原案を提示させていただく。

(事務局案提示)

それでは、委員長を野口委員に、副委員長に白石委員をお願いしてはいかがか。

(異議なし)

(野口委員長)

(5) 委員長, 副委員長のあいさつ

(白石副委員長)

(委員長)

(司会進行: 委員長)

(6) 部会委員, 部会長の互選

各委員の部会の所属の確認

部会長を選出することになるが、ご意見をいただきたい。なければ事務局より原案を示していただく。

(事務局)

調査部会を野口委員に、支援部会を白石委員をお願いしてはどうか。

(異議なし)

(心のサポート専門監)

<2 話題提供>

「宮城県の生徒指導の現状及びいじめ防止等に係る取組について」
資料に基づき説明

(白石副委員長)

スクールソーシャルワーカーについては、多角的にケースに対応し、様々な職種と連携をして総合的に対応していただけることに期待を感じている。また、家庭訪問もできるなど機動性が高く、不登校に陥った家庭の問題やいじめをしてしまう児童生徒の家庭の問題にも深く切り込んでいけるため、大変貴重である。学校の先生方にとっても、スクールソーシャルワーカーの活躍と配置により負担が軽減されると考えられる。ただし、危惧されるのは、そのような方々の勤務状況である。機動性が求められる専門職に関して、非常勤であったり、時間給であったりすると、期待通りの仕事ができないのではないかと。実際に連携しようとしても、うまく連携できなかったという事案も耳にしている。人員が足りない現状ではあるが、将来は専任として学校に配置される必要があると感じている。県としては今後スクールソーシャルワーカーの増員に関して、どのような見通しをもって計画を立てているのか。また、常勤化があるのか。本委員会の支援部会として、スクールソーシャルワーカーに対して、直接、勤務の現状や成果等について聞き取り調査を行いたいと思っているが、そのような場の設定は可能であるのかうかがいたい。

(高校教育課長)

県では現在、非常勤として採用しているが、配置のことを優先して考えているところである。常勤で配置するのが最良であるので、今後検討したい。スクールソーシャルワーカーについては、個々のケースに機能的に対応していかなければならない。事案によってはスムーズに対応できるように、県としても工夫していきたい。

(佐藤(由)委員)

スクールソーシャルワーカーについては、その勤務形態等に関する実情を把握するためにも意見を聞いて、配置等を検討していかなければならない。また、いじめ問題に関しては、どうして深刻化するような問題が続いているのか、根本的な原因は何なのかを検証していくべきである。個々の児童生徒の問題だけではなく、どうして現在のような状況に置かれているのかを遡って検証していくことが、国にも県にも求められていると感じる。県として何か分析していることはあるのか。また、今後の予定・対策はあるのか。

(心のサポート専門監)

魅力ある学校づくり推進事業の取組が、今の質問に答えられるのではないかと考える。調査研究事業という位置づけであり、子どもたちはもちろん、保護者の方々も対象として意識調査の結果を踏まえながら実施していく予定である。これまでも、いじめ・不登校問題で悩みを抱える児童生徒への対症療法を行ってきたわけだが、問題を抱えている児童生徒だけに目を向けるのではなく、それ以外の子どもたちにもしっかりと目を向け、新たな不登校等問題を抱える児童生徒を生まないための取組の推進であり、今後は域内、また、それ以外の域内に普及させていきたい。

(高校教育課長)

いじめというのは、家庭・地域・社会・経済状況・就労の問題であったり、様々な要素が原因で起こるものでもある。教育の分野の力だけではなかなか解決できない問題も多いため、今回のように法律、医療、心理、福祉等の分野の方と意見を交わすことが有意義である。いじめをなくしていくという視点で横断的な政策ができるように努めていきたい。

(委員長)

いじめの事案等に関しては、他の自治体等で行っていることを改めて承知し、その状況を確認していくこと大事であると感じている。いじめが起こることに関しては、要因が複合的であるので、いじめの防止の取組をしながら、成果等をチェックをしていく機能が大事だと考えている。

(杉山委員)

魅力ある学校づくり推進事業の意識調査項目の中にあるように、子どもたちが「学校が楽しい」と感じるようになることが一番大事だと感じる。子どもたちが楽しいと思えるようになれば、結果的にいじめは起こらないのだろう。先生方(大人)と子どもたちが具体的な検討をし、共に楽しい学校づくりに努めれば、子どもたちにとって、より登校しやすくなるのではないかと。いじめの解消について、いじめをされた側、いじめをした側を長期的に観察・フォローしていくことは大変だと思うが、先生方には尽力いただきたいところである。

- (水本委員) 現場の先生方も公務で忙しい中、様々な対策を講じていると感じた。精神保健福祉センターでは、主に18歳以上の方を対象として支援している。相談者の中には、不適応を起こしている大学生や専門学校生、私立高校の生徒もおり、どんな支援をしたらよいか悩むことがある。行政のフィールドとしての縦割りはあると思うが、公立高校の生徒とそれ以外の生徒への支援の関係が近づけばよいと思うことがある。他の部署への働きかけ等があれば教えていただきたい。
- (高校教育課長) 生徒からの相談については、総合教育センターで、県立・公立の小中学校・私立高校とも隔てなく受けているところである。相談機関は警察や教育機関で体制を整えているところである。リストを作成し、全ての学校に配布しているが、その周知の徹底に力を入れていきたい。
- (大橋委員) いじめ防止対策推進法ができて、認知件数が増えてきているが、いじめの問題については、その対応が難しくなっているというのが率直な感想である。法律の趣旨は十分理解できるが、弁護士として先生方や子どもたちの話を聞いていると、その対処がとても難しい。いじめ根絶キャンペーンのポスターに「考えよう“いじり”と“いじめ”紙一重」と書かれているが、この言葉一つをとっても、いじめというものをどのように捉えていいか迷うところである。いじめ自体の捉え方が難しくなっているため、どのような趣旨でこの標語ができたのか、どのように子どもたちに伝えていけばいいのか教えていただきたい。また、みやぎっ子宣言の中で、「自分がやられていやなことはしません」「相手の気持ちを考えます」とあるが、いじめと発達障害の関係は避けては通れない問題となっている。相手の気持ちを十分に理解できずに、そのことがきっかけでいじめに発展することも十分にありえることである。発達障害といじめについて、何か考えや取組状況があれば参考に伺いたい。
- (心のサポート専門監) 二つ目の質問について、回答する。実際に発達障害が背景にあるだろうと思われる事案で、いじめや不登校についての相談は多くあがってきている。ケアハウスのほうにも相談があるが、手厚く支援ができていいるとは決して言い難い。まずは相談を受けて、一人一人の置かれている状況や発達段階の状況を把握した上で、専門の医療機関等へつないだり、保護者に助言をしたりしているのが現状である。また、サポート班のように直接出向いてサポートする体制を整えて対応しているところである。
- (高校教育課長) ポスターの標語について、「いじりといじめ」という言葉尻を捉えても、いろいろな見方が生じるので、注意しなければならないという考えである。発達障害の子どもへの対応については、スタンダードが違うということ、一つのスタンダードでは測りきれないため、違いを認め合うこと等を教育現場で伝えている。そのような対応をしてうまくいっている学校の事例もある。
- (大橋委員) 発達障害の対応については、問題の段階があると思っている。一つ目は、親が発達障害について受容できるのかということである。二つ目は、受容した親をどのように他の機関につなげるかである。さらに三つ目が、他につないだところで、そのことをオープンにできるかどうかである。学校には伝えるが、周りの子どもたちには伝えてほしくないといった申し出もある。四つ目は、オープンにするときに、学校の先生方が子どもたちにどのように伝えていくのかである。また、周囲の子どもたちから、発達障害についての十分な理解が得られるかどうかである。
- (委員長) 発達障害は一人一人状況が異なるため、個に応じた対応が必要となる。子どもたちの成長発達を促しつつ、お互いがお互いを認め合うという関係をどのように作っていくかが大切となる。
- 他に何か御意見はないか。
- (釣舟委員) いじめの解消率について質問したい。宮城は高いという報告があったが、なぜ解消率が高かったか。現場でどのような取組をしたから、解消率が高かったのかが分かれば教えていただきたい。
- (心のサポート専門監) いじめの解消については、1ヶ月程度を目安として継続観察をして解消したかどうかを判断することを通知文の中で明記して周知を図っている。こうしたことが解消率が上がった背景にあるのではないかと思う。以前までは数値的な目安は示していなかった。
- (釣舟委員) 学校現場で先生方や外部機関の方がどのようなかわりをしたか、具体的なことがあれば教えていただきたい。

(心のサポート専門監)	いじめ対応の手引きの中に、具体的な事例を示しているところである。本人からいじめであるといった訴えからはもちろん、アンケートをとおして第三者の子どもたちから情報を得て、いじめが表に出てくるケースが多い。子どもたちは、からかいもいじめに当たるという認識は持っておらず、そのため、教員からのアプローチにより問題を洗い出し、経過観察をしっかりと、解消まで丁寧に対応しているところである。
(委員長)	多くの質問に感謝する。時間の関係上、次の報告に移る。
(事務局)	<p>< 3 報告 ></p> <p>(1) 平成29年度第1回宮城県いじめ防止対策調査委員会の概要について</p> <p>(2) 平成29年度第2回宮城県いじめ問題対策連絡協議会について</p> <p>(3) 平成28年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果(確定値)について</p> <p>(4) 宮城県いじめ防止基本方針の改定について</p> <p>事務局から説明</p>
(委員長)	<p>ただ今の説明について、御意見・御質問等があれば伺いたい。特にないようであるが、何か質問がある場合は、直接、事務局に問い合わせていただきたい。</p> <p>会議の冒頭でも確認したとおり、4の協議以降は非公開で行うこととする。 (報道・傍聴者は退席)</p> <p>< 4 協議 ></p> <p>協議以降からは非公開 概要は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城県いじめ防止対策調査委員会，調査部会・支援部会の主な役割といじめ重大事態発生時の対応について <p>< 5 その他 ></p>
(事務局)	<p>次回の委員会の開催は、12月19日(水)を予定している。正式な開催案内は、開催日の1か月前ぐらいに文書にて通知する。</p> <p>< 6 閉会 ></p>